



○厚生労働省令第四百四十九号  
薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第1条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十七日

薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

走る省令の一部を改正する省令

薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改定する。

第一条中第九十一条を第九十九号とし、第八十七条から第九十条までを八十九号へ繰り上げ、第六号を第九十三号とし、同号の次に次の1号を加える。

九十四 五一コードインダンーエーピン及びその塩類

第一条中第八十五号を第九十一号とし、第五十八号から第八十四号までを七号やつ繰り上げ、第八号

十七号を第六十二号とし、同号の次に次の1号を加える。

六十四 一(ベンケンヒドリーエーピン)アロバノーネトハ及ぼその塩類

第一条中第五十六号を第八十一号とし、第四十三号から第五十五号までを六号やつ繰り上げ、第八号

十四号を第四十七号とし、同号の次に次の1号を加える。

四十八 二(エカルナフタレノーネーベン)酢酸エカルヌストル及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十六号とし、第五十五号から第四十号までを五号ずつ繰り下げ、第八十

四号を第二十八号とし、同号の次に次の1号を加える。

一十九 二一(四-クロロ-二-メチメキシフローニル)-ニ-((メトキシベンジル)ヒタ

ントヒノ及ぼその塩類

第一条中第二十三号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十一号を第二十号とし、同号の次に次の1号を加える。

二十一 (四-エカルナフタレノーネーベン)ヒメチル-一ペンナル-ヒメムール

三一イル)メタノン及びその塩類

二十五 二一(四-エカルフローニル)-二-(メチルトマホ)トロバノーネー(オ)及ぼその塩類

第一条中第二十号を第二十一号とし、第十回から第十九号までを(即ち)繰り下さ、第十三回を

第十四回とし、同号の次に次の1号を加える。

十五 二一(ヒメンドル-五-イル)アロバノーネトハ及ぼその塩類

第一条中第十一号を第二十二号とし、第二十一号を第二十一号とし、第十号を第二十一号とし、第九号の次に次の1号を加える。

二十一 (ヒメンドル-二-メチル-一オキソブタノーネーベン)一一(四-フルオロバノン

ル)-ヒメイソダクフル-三-カルボキサミド)ヒペトハ、その塩類及ぼその塩類を含むる物の項の次に次のようすを加える。

五一コードインダンーエーピン及びその塩類 元素又は化合物は化学反応を起しやせる用途

附 則  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

省

官

北

北

○総務省令第四百四十九号  
オフショット識別子は送る推進通信方式(平成1年郵政省通第7411号)第1回の4の3のイ  
の規定に基づき、次のオフショット識別子構成要素値を指定したのと相当である。  
事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省  
令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十七日

薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省  
令の一部を改正する省令

走る省令の一部を改正する省令

薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省  
令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改定する。

第一条中第九十一条を第九十九号とし、第八十七条から第九十条までを八十九号へ繰り上げ、第六号を第九十三号とし、同号の次に次の1号を加える。

九十四 五一コードインダンーエーピン及びその塩類

第一条中第八十五号を第九十一号とし、第五十八号から第八十四号までを七号やつ繰り上げ、第八号

十七号を第六十二号とし、同号の次に次の1号を加える。

六十四 一(ベンケンヒドリーエーピン)アロバノーネトハ及ぼその塩類

第一条中第五十六号を第八十一号とし、第四十三号から第五十五号までを六号やつ繰り上げ、第八号

十四号を第四十七号とし、同号の次に次の1号を加える。

四十八 二(エカルナフタレノーネーベン)酢酸エカルヌストル及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十六号とし、第五十五号から第四十号までを五号ずつ繰り下げ、第八十

四号を第二十八号とし、同号の次に次の1号を加える。

一十九 二一(四-クロロ-二-メチメキシフローニル)-ニ-((メトキシベンジル)ヒタ

ントヒノ及ぼその塩類

第一条中第二十三号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十一号を第二十号とし、同号の次に次の1号を加える。

二十一 (四-エカルナフタレノーネーベン)ヒメチル-一ペンナル-ヒメムール

三一イル)メタノン及びその塩類

二十五 二一(四-エカルフローニル)-二-(メチルトマホ)トロバノーネー(オ)及ぼその塩類

第一条中第二十号を第二十一号とし、第十回から第十九号までを(即ち)繰り下さ、第十三回を

第十四回とし、同号の次に次の1号を加える。

十五 二一(ヒメンドル-五-イル)アロバノーネトハ及ぼその塩類

第一条中第十一号を第二十二号とし、第二十一号を第二十一号とし、第十号を第二十一号とし、第九号の次に次の1号を加える。

二十一 (ヒメンドル-二-メチル-一オキソブタノーネーベン)一一(四-フルオロバノン

ル)-ヒメイソダクフル-三-カルボキサミド)ヒペトハ、その塩類及ぼその塩類を含むる物の項の次に次のようすを加える。

五一コードインダンーエーピン及びその塩類 元素又は化合物は化学反応を起しやせる用途

○総務省令第四百四十九号  
オフショット識別子は送る推進通信方式(平成1年郵政省通第7411号)第1回の4の3のイ  
の規定に基づき、次のオフショット識別子構成要素値を指定したのと相当である。  
事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省  
令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の規定に基づき、登録政治

組織の名称 在 所

東京都足立区 東京都足立区中央本町 1丁目 17番 1号

○法務省令第四百四十九号  
オフショット識別子は送る推進通信方式(平成1年郵政省通第7411号)第1回の4の3のイ  
の規定に基づき、次のオフショット識別子構成要素値を指定したのと相当である。  
事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省  
令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の規定に基づき、登録政治

組織の名称 在 所

神戸市灘区 神戸市灘区灘町 1丁目 5番 16号

○総務省令第四百四十九号  
オフショット識別子は送る推進通信方式(平成1年郵政省通第7411号)第1回の4の3のイ  
の規定に基づき、次のオフショット識別子構成要素値を指定したのと相当である。  
事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省  
令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の規定に基づき、登録政治

組織の名称 在 所

横浜市戸塚区 戸塚区戸塚町 80番地 1

○総務省令第四百四十九号  
オフショット識別子は送る推進通信方式(平成1年郵政省通第7411号)第1回の4の3のイ  
の規定に基づき、次のオフショット識別子構成要素値を指定したのと相当である。  
事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省  
令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の規定に基づき、登録政治

組織の名称 在 所

横浜市戸塚区 戸塚区戸塚町 80番地 1

横浜市戸塚区 戸塚区戸塚町 80番地 1